

# あなたの声をお聞かせください!

## ～市民ワークショップ参加者大募集～



### 1 市民ワークショップ 新文化芸術発信拠点施設(新市民会館)基本計画!

市では、現在「新文化芸術発信拠点施設(以下:新市民会館)」の建設に向けて「基本計画」の策定に取り組んでいます。新市民会館は、本市の新たな文化芸術の殿堂、沖縄伝統文化の発信拠点となる施設を目指し整備します。

【内容】新市民会館に求められる機能や行われる活動などについて、先進施設の状況をご紹介したり、みなさんが施設に期待する事柄や課題などを、グループに分かれて話し合います。

【日時】2月9日(日)、23日(日) いずれも午前10時から2時間程度を予定

【場所】那覇市民会館(中ホール)

【募集人員】40人程度

(応募者が多数の場合は選考)

【参加条件】原則として市内在住・在勤・在学中の高校生以上の方

【申込】市ホームページ掲載の「参加申込用紙」に「必要事項」を明記の上、郵送、FAXまたは電子メールにてお申し込みください。

※「参加申込用紙」は、市役所や市民会館などでも受け取れます。

期限:1月4日(土)～27日(月)(必着)

郵送:〒902-0064 那覇市寄宮1-2-1 (市民文化部 文化振興課 宛)

FAX:855-5089(火曜日は除く)

Eメール:c-bunka001@neo.city.naha.okinawa.jp



▲市民会館(大ホール)

お問い合わせ  
文化振興課 ☎855-5081

### 2 市民ワークショップ 地域福祉計画!

市では、市民参画を前提とした「地域福祉計画」の策定に取り組んでいます。地域福祉とは、誰もが地域で健やかに暮らせるように住民や事業者、行政などによる協働のまちづくりのことで、地域住民での日常の支え合い(声かけ、見守り、手助け)や助け合いを基本に、地域の課題を主体的に解決しようとする活動などをいいます。

【内容】5～10人程度のグループに分かれ、各々の地域での困りごとや解決策について、3回にわたり話し合います。

【日時・場所】

地区	首里	真和志	本庁	小禄
場所	石嶺公民館(第1・2学習室)	真和志支所(コミュニティ会議室)	市役所本庁舎(第1研修室)	那覇市総合福祉センター(会議室)
開催日	第1回 1/24(金)	1/27(月)	1/22(水)	1/30(木)
	第2回 2/28(金)	2/17(月)	2/26(水)	2/20(木)
	第3回 3/14(金)	3/17(月)	3/26(水)	3/20(木)
時間	午後7時30分から1時間30分程度			

【募集人員】各地区30人程度(応募者が多数の場合は抽選)

【参加条件】市内在住・在勤・在学中の方で、かつ、3回通して参加可能な方 年齢制限無し(ただし、18歳未満は保護者同伴)

【申込】市ホームページ掲載の「参加申込用紙」に「必要事項」を明記の上、郵送、FAXまたは電子メールにてお申し込みください。※「参加申込用紙」は、福祉政策課(市役所2階)でも受け取れます。さらに、電話でも申込可能(平日のみ)。

期限:1月20日(月)まで

郵送:〒900-8585 那覇市泉崎1-1-1(福祉部 福祉政策課 宛)

FAX:862-0383

Eメール:h-hsuo001@neo.city.naha.okinawa.jp

お問い合わせ  
福祉政策課 ☎862-9002

#### お問い合わせ

子育て応援課・医療費支援グループ  
(市役所3階 47番窓口)  
☎861・6951  
FAX 862・9669

市では、母子および父子家庭等の生活の安定と自立を支援し福祉の増進を図ることを目的に「母子および父子家庭等医療費助成」を行っています。

【対象者】  
○市内にお住まいの母子・父子家庭の児童(18歳に達した日以後、最初の3月末日まで)と、その児童を監護する母または父。  
※父または母に、規則で定める程度の障害のある家庭の場合など、母子・父子家庭に準ずる家庭も含まれます。  
※今年1月からは、配偶者からの暴力の防止に関する法律の適用を受け、保護されている家庭の方も対象となります。  
○養育者が養育する父母のいない児童  
○ただし、次の方は助成の対象から除きます  
・生活保護など他の制度で医療費の給付を受けることができる方  
・保護者の所得が規則で定める額以上の方

【対象となる医療費】  
保険診療の一部負担金のうち、食事療養費や加入の保険等の支払う高額療養費や付加給付金等および、一部自己負担を除いた額

【医療費助成対象期間】  
受給資格者証交付申請の日から最初に訪れる7月31日までとなり、毎年現況届が必要となります。(現況届認定後8月1日から翌年7月31日までの資格者証を交付)

※転出など資格要件に該当しなくなった時は、その前日までが助成対象期間です。  
※住所や世帯状況など変更の際は「14日以内」に届出をお願いします。

【助成金支給申請期間】  
診療を受けた月の翌月1日から2年以内

【助成金支給申請に必要なもの】  
■受給資格者証 ■対象者の健康保険証  
■医療費領収書  
■加入の保険から支払いのある場合は支給額等の確認できる書類  
※「受給資格者証交付申請」に必要な書類については、世帯状況により異なりますので、直接子育て応援課へご相談ください。

## 母子および父子家庭等 医療費助成



## ハイサイ! 街角インタビュー

### 連続完走記録更新中!



倉原 英弘さん(63)  
(首里大名町在)

去る12月1日に行われた「第29回NAHAMARUN」で見事完走した倉原英弘さん(63歳)。実は、倉原さんは第1回大会から今回大会まで、連続29回完走を続けている方で、連続完走記録を更新しています。

倉原さんは「今年の大会は暑かったので、コンディション的にきつかったです。沿道の人達からの声援もあり無事完走できました」と今年の大会の感想を話しました。

参加のきっかけをお聞きすると「第1回大会は那覇で初の大会であったので、職場の仲間と一緒に参加しました。それまでフルマラソンを走ることがなく、初めての挑戦でした。気が込みを語りました。」

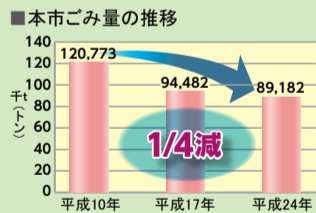
「今年、とりあえずは試してみようと思いついて、完走なんて考えてもいませんでした」と話し、また「これまで2度、連続完走が途切れそうな年がありました。1度目は第13回大会で、2度目は、一昨年の大会です。一昨年の大会は、その年の4月に肺の手術をしたため、練習期間が短かく、完走できるのか心配でしたが、なんとか6時間ギリギリでゴールできました」と話してくれました。来年の参加について聞くと「こりあえす30回連続完走を目標にしていますので、来年も完走できるようにトレーニングしたいと思います」と意気込みを語りました。

## 環境トピック

# あらためて確認してみよう! ごみの出し方



### ●ごみの分別●



本市のごみの分別の細分化は、平成7年よりごみ減量のため資源ごみの分別を行い、5種類分別による収集を始めた頃からです。現在では分別も市民のみなさんに定着してきました。これまでのごみ減量の幅は、平成10年と平成24年の比較でおよそ1/4減(年間2万669トン)となりました。そして、その間に焼却工場の新設や最終処分場の整備が行われ、ごみ処理は現在順調に進んでいます。

しかし、家庭ごみを分別し出す際に、特に『有害・危険ごみ、その他ごみ』が正しく分別されていないという報告が多くあります。それらのごみは、『燃やさないごみ』と同じ日の収集ですが「蛍光灯など」/「ライター類」/「割れガラス・刃物」/「乾電池」/に分別し、さらに、別々の袋に入れて出すようお願いします。

※『有害・危険ごみ、その他ごみ』のくわしい種類については、『家庭ごみの正しい分け方、出し方』をご覧ください。

### ●ごみ置き場●

ごみの出し方「3原則(分別・日時・場所)」を守らずに間違って、ごみを出すとごみ袋に「収集できません」のシールが貼られて収集されず、そのまま、ごみは置き場に残されてしまいます。そんな時は、分別などを正しく行い、再度、次回指定日にごみを出すようにしてください。

また、ごみ置き場にごみを放置しておくと、通行人など他の所からのポイ捨てや不法投棄を呼び寄せます。ごみ置き場は普段は、何も無いのが普通の状態ですので、ご協力をお願いします。

本市の家庭ごみ置き場は、不法投棄の防止の意味もあり、原則囲いのないことになっています。しかし、地域や場所によっては、時に風対策が必要とされることがあります。特にペットボトル、缶など軽いごみが、強風で飛ばされ散乱すると、周辺の方にご迷惑をかけたりします。そのような所では、風の強い日は、ごみ袋を飛ばされないように注意して置いたり、次回の日に出すなどのご協力をお願いします。



お問い合わせ クリーン推進課 ☎889-3567